

『緊急情報一斉メール配信システム』への登録について（依頼）

新春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろより野洲市社会福祉協議会事業ならびに学童保育所運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、野洲市社会福祉協議会では、学童保育所利用の保護者の皆様を対象とした一斉メール配信システムを導入し、ご協力のもと、緊急連絡網として運用することを決定しました。

この度、同システムを運用するにあたり、保護者の皆様にはサービス利用登録を行っていただく必要がございます。

つきましては、別紙『登録手順書』を参照のうえ、4月末までに登録を完了いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様には、大変お手数をお掛けしますが、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

担当 野洲市社会福祉協議会 福祉企画課

連絡先 077-589-4683

【登録に関する問い合わせ先】

株式会社 ○○○○

連絡先○○-○○○○-○○○○

会社概要





会社名	株式会社ラクスライトクラウド
事業内容	クラウド型ソフトウェアサービスの提供
所在地	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27-11 アグリスクエア新館2階
代表取締役	浅野 史郎
資本金	1800万円
TEL	03-6862-7337
FAX	0120-82-5348
URL	<a href="https://blastmail.jp">https://blastmail.jp</a>
関連会社	株式会社ラクス <a href="https://www.rakus.co.jp/">https://www.rakus.co.jp/</a>
取引銀行	三菱UFJ銀行
資格等	プライバシーマーク取得番号 無 10821806(06)号 一般第二種電気通信事業者 A-15-5714



地図データ ©2018 Google, ZENRIN

## 学童保育所の緊急時対応 について

### ■ 特別警報発令時

特別警報が発令された場合は、学童保育所は原則閉所とします。

※特別警報は、「予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨」を警告されているものであるため、発令された場合は、安全を守るための行動を最優先でとる必要があります。

その趣旨から「特別警報」が発令された場合は、その内容がどのようなものであっても閉所とします。ご理解のほど、よろしくお祈いします。

### ■ その他警報・注意報

◇主に学童保育所掲示板を通じて保護者の方にお伝えします。

◇PM2.5、緊急地震速報、竜巻、光化学スモッグ等

各種警報、注意報発令時においては、児童の安全を第一に対応するため基本的に施設外での活動は取りやめて、施設内での保育とします

◇ノロウイルス、胃腸炎、インフルエンザなどの感染性

衛生管理に努め、児童の体調に注意します。

手作りおやつなどの調理をともなう取り組みについては、中止します。

### ■ 台風来襲時等

#### 1) 学校課業期間

① 台風来襲により児童の安全対策が十分でない時は、原則的には小学校(教育委員会)の措置に準じた運用をいたします。

具体的には午前7時において、滋賀県下に「暴風警報」が発令されている場合や、「暴風警報」が発令必至と判断される場合、小学校が臨時休校の措置がとられたときには、学童保育所は原則休所とします。

②学校課業中の「終業時刻の繰上げ」の場合は次のとおりです。

ア、安全確保のため、直接自宅へ帰れるようにご協力願います。

イ、保護者の勤務の都合等により保育希望の児童については、一旦学童保育所で保育しますが、状況により、早期の迎えをお願いすることがありますので、緊急時の対応をお願いします。

ウ、気象情報等を確認していただき、「学校から直接自宅へ帰る」又は「学童保育所に登所する」のかを学童保育所に必ず連絡してください。

但し、当日の夜間延長保育(18:00~19:00)は実施しません。

#### 2) 学校休業期間(夏休み期間、土曜日等)

学校課業期間と同様に、午前7時において、滋賀県下に「暴風警報」が発令されている場合には、学童保育所は原則休所します。

(1)(2)のケースとも、野洲市社会福祉協議会ホームページ及び緊急情報一斉メールにて保護者の方へ連絡します。